

## 議案第17号

常勤特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和4年3月11日提出

清水町長 阿部 一 男

常勤特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

常勤特別職員の給与に関する条例（昭和28年清水町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。